

○みなかみ町省エネ家電買換え支援補助金交付要綱

令和5年5月26日

告示第109号

(趣旨)

第1条 この要綱は、省エネ家電製品の買換えを支援することにより、家庭における消費電力量を引下げ、もって電気料金等の高騰によるエネルギー費用の負担の軽減を図るため古い家電製品から省エネ家電製品に買換えた者に対し、みなかみ町省エネ家電買換え支援補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、補助金の交付に関してはみなかみ町補助金等に関する規則(平成17年規則第28号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) みなかみ町の住民票に記載されている者であること。
- (2) 補助対象者及び当該補助対象者が属する世帯のすべての世帯員が納期の到来している町税等(町税、国民健康保険税、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、下水道事業受益者分担金及び町営住宅家賃をいう。)を完納していること。
- (3) 補助対象者及び当該補助対象者が属する世帯のすべての世帯員が当該年度内に本補助金の交付決定を受けていないこと。

(補助対象家電製品)

第3条 補助金の交付の対象となる省エネ家電製品（以下「補助対象家電製品」という。）は、次の表に掲げる家電製品とする。

補助対象家電製品		要件等
省エネ家電製品	エアコン	・既存のエアコンからの買換えであること。 ・目標年度2027省エネ基準達成率（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第18条に基づいて定められた製品ごとの省エネ性能の目標基準値の達成率を示したものをいう。以下同じ。）が100%以上であり、かつ、未使用品であるものに限る。
	冷蔵庫又は冷凍庫	・既存の冷蔵庫又は冷凍庫からの買換えであること。 ・目標年度2021省エネ基準達成率が100%以上であり、かつ、未使用品であるものに限る。
	テレビ	・既存のテレビからの買換えであること。 ・目標年度2026省エネ基準達成率が60%以上であり、かつ、未使用品であるものに限る。
	洗濯機	・既存の洗濯機からの買換えであること。 ・インバータ制御が搭載された機種であり、かつ、未使用品であるものに限る。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率、補助限度額等は、次の表のとおりとする。

補助対象家電製品	補助対象経費	購入事業所の区分	補助率	補助限度額
・エアコン ・冷蔵庫又は冷凍庫 ・テレビ ・洗濯機	当該年度の6月1日から2月1日までに購入した補助対象家電製品の購入経費（設置工事費、運搬費、古い家電製品の撤去費、リサイクル料及び消費税を含む。）。ただし、古い家電製品を特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に定める方法により、排出した場合に限る。	町内に本店を有する事業所	補助対象経費の2分の1（算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）	40,000円
		上記以外の事業所（インターネット購入を含む。）		20,000円

（補助金の交付申請及び請求）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助金対象者（以下「申請者」という。）は、みなかみ町省エネ家電買換え支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して当該年度の2月末日までに町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に認めたときはこの限りでない。

- (1) 省エネ家電製品の購入費用に係る見積書又は契約書及び領収書の写し
- (2) 省エネ家電製品の仕様書又は保証書の写し
- (3) 補助対象家電製品の家電リサイクル券の写し
- (4) 振込先の口座情報が確認できる通帳等の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、1回当たり1補助対象家電製品を限度とする。

（補助金の交付決定及び確定）

第6条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときはみなかみ町省エネ家電買換え支援補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により、不交付を決定したときはみなかみ町省エネ家電買換え支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めたときは、当該決定に条件を付することができる。

（補助金の交付決定取消し）

第7条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、みなかみ町省エネ家電買換え支援補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により当該交付決定者に通知する。

（補助金の返還）

第8条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、みなかみ町省エネ家電買換え支援補助金返還通知書（様式第5号）により期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

2 交付決定者は、前項の規定による返還命令を受けたときは、期限内に当該補助金を町長に返還しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に町長が定める。

附 則

この告示は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年10月1日から施行する。

年 月 日

みなかみ町長 様

申請者 住 所 みなかみ町

氏 名

電話

みなかみ町省エネ家電買換え支援補助金交付申請書兼請求書

みなかみ町省エネ家電買換え支援補助金の交付を受けたいので、みなかみ町省エネ家電買換え支援補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり当該補助金の交付を申請及び請求します。

なお、この申請に伴い私が住民基本台帳に登録されていること及び世帯全員に関する町税等の滞納状況について調査することに同意します。

記

1. 購入した省エネ家電製品について

※購入した省エネ家電製品の1つに✓印を付けてください。

☐ エアコン

□ 冷蔵庫又は冷凍庫

☐ テレビ

☐ 洗濯機

購 入 日	年 月 日 ※領収書の発行日を記入してください。
-------	------------------------------------

メーカ一名

型式番号

購入店舖

住所：

店名：

電話：（ ）

買換え店舗： ☐ 町内の店舗 ☐ 町外の店舗等（インターネットでの購入を含む。）

購入費用

購入価格（税込み）

(設置工事費、運搬費、リサイクル料等を含む)

円 (A)

助成金申請予定額

(購入額(A)×1/2の額又は上限額の少ない方の額)

※町で記入します。(記入しないでください)

☐ 町内店舗

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

☐ 町外店舗等

(1,000 円未満切り捨て)

2. 振込先 振込先口座（申請（請求）者本人名義の口座を記入してください。）

金 融 機 関 名	銀行・信用金庫 信用組合・農協		
店 名 ・ 支 店 名	支店・本店 出張所・支所		
預 金 種 別	普通・当座	口座番号	
(フ リ ガ ナ) 口 座 名 義 人			

3. 添付書類：裏面参照

添 付 書 類

(□にチェック✓してご確認ください。)

□ みなかみ町省エネ家電買換え支援補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)

□ 「見積書又は契約書」及び「領収書」の写し

□ 【設置工事を伴う場合】は

「見積書又は契約書」で、販売店の住所、店名、購入費用、運搬費、設置工事費、撤去費、リサイクル費、消費税などの内訳を明記してもらってください。

※「見積書又は契約書」と「領収書」の合計金額を一致させてください。

□ 【設置工事を伴わない場合】は

販売店の住所、店名、購入費用等が明記されていれば、「領収書」の写しのみの提出でよい。

□ 購入した省エネ家電製品の保証書又は仕様書の写し

- | | |
|-----------------------------------|--------------------------------|
| ☐ エアコン | 【目標年度 2027 省エネ基準達成率 100%以上の製品】 |
| ☐ 冷蔵庫又は冷凍庫 | 【目標年度 2021 省エネ基準達成率 100%以上の製品】 |
| ☐ テレビ | 【目標年度 2026 省エネ基準達成率 60%以上の製品】 |
| ☐ 洗濯機 | 【インバーター制御が搭載された製品】 |



□ 古い家電製品の家電リサイクル券(排出者控え)の写し

※省エネ家電製品を購入した販売店に旧家電の引き取りを依頼し、家電リサイクル券を発行してもらいます。
インターネット購入で引き取り依頼ができない場合は特定家庭用機器引き取り可能業者に依頼し、家電リサイクル券を発行してもらいます。

□ 振込先の口座情報(口座番号及びふりがな)が分かる通帳等の写し

※通帳の場合、見開き部分の写し。

その他必要があると認められる書類の提出を依頼する場合があります。

第 号
年 月 日

様

みなかみ町長

みなかみ町省エネ家電買換え支援補助金
交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付で申請のあったみなかみ町省エネ家電買換え支援補助金について、審査の結果、下記の条件を付して交付決定し、併せて補助金の額が確定したので、みなかみ町省エネ家電買換え支援事業補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、通知します。

記

■交付決定及び金額確定

1. 補助対象家電製品	☐ エアコン ☐ 冷蔵庫又は冷凍庫 ☐ テレビ ☐ 洗濯機
2. メーカー名	(製品名：)
3. 型式番号	
4. 交付決定金額	金 円

■交付条件

- (1) 町長は、みなかみ町省エネ家電買換え支援補助金交付要綱第 7 条及び第 8 条の規定により、補助金の交付決定を受けた者の不正等を理由として、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金の返還を命じられたときは、これに応じること。

第 年 月 日 号

様

みなかみ町長

みなかみ町省エネ家電買換え支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあったみなかみ町省エネ家電買換え支援補助金について、審査の結果、下記の理由により不交付と決定しましたので、みなかみ町省エネ家電買換え支援事業補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により通知します。

記

不交付の理由

第 号
年 月 日

様

みなかみ町長

みなかみ町省エネ家電買換え支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付で交付決定をしたみなかみ町省エネ家電買換え補助金について、下記のとおり取消しを決定しましたので、みなかみ町省エネ家電買換え支援事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 取消額 円
- 3 取消理由
-

第 号
年 月 日

様

みなかみ町長

みなかみ町省エネ家電買換え支援補助金返還通知書

年 月 日付で交付決定をしたみなかみ町省エネ家電買換え補助金について、みなかみ町省エネ家電買換え支援事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により下記のとおり当該補助金の返還を命じます。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 返還額 円
- 3 返還理由
- 4 返還期限 年 月 日